



査証(ビザ)、滞在許可、 就労許可

6

6.1	入国と査証(ビザ).....	61
6.2	一時滞在与永住.....	62
6.3	就労を伴わない滞在.....	63
6.4	就労を伴う滞在.....	64
6.5	帰化.....	67

外国人労働者の受け入れも、スイスの繁栄に寄与しています。外国人労働者により、経済成長のみならず、文化の面でもスイスは豊かな国になっています。スイスとEU間の二国間協定のおかげで、EU/EFTA加盟国民の滞在はこれまで以上に容易になっています。労働市場では、外国人もスイス人と同等の権利をもって就労しています。スイスでの居住・就労を希望するその他の国の国民は、特定の要件を満たす必要があります。

6.1 入国と査証(ビザ)

スイスへの入国条件は、滞在目的(例：観光旅行、訪問、就労、家族呼び寄せ、留学)と滞在期間(短期または長期)によって異なります。連邦移民局のホームページで最新のビザ要件を確認することができます。

www.sem.admin.ch
連邦移民局(SEM)

6.1.1 査証(ビザ)要件

国籍と滞在期間に応じ、スイスへの入国に際してビザが必要になることがあります。ビザを必要とする方は、原則として居住地を管轄するスイス在外公館でビザを申請しなければなりません。ビザ申請書は、在外公館や連邦移民局のホームページでダウンロードすることができます。申請書の提出に際しては、有効かつ正式な旅券のほか、旅行疾病保険や渡航目的に応じて、その他の必要書類を合わせて提出することが求められます。在外公館や連邦移民局では、必要な提出書類やビザ申請料について、ホームページでお知らせしています。スイス在外公館は、申請者が十分な資金を要していなかったり、資金状況に疑義がある場合、ビザの発行に際して経費負担証明書の提出を求める場合があります。

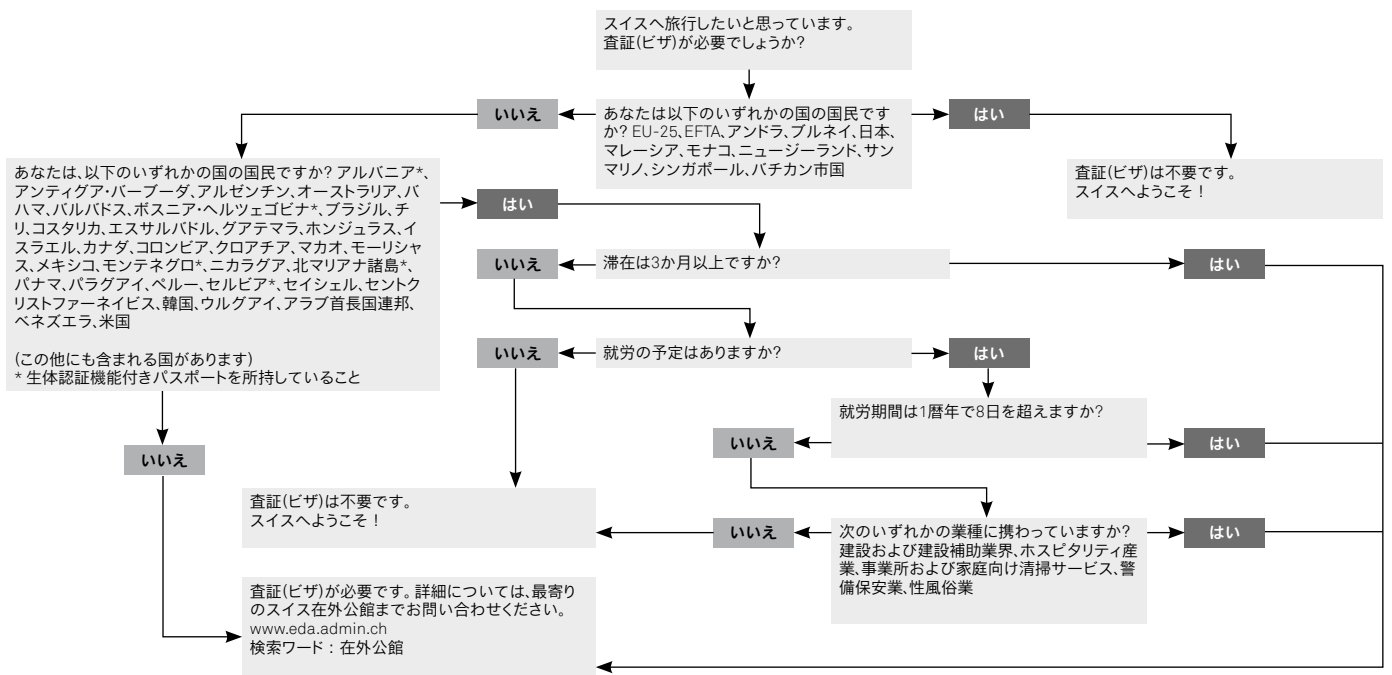
www.swiss-visa.ch
スイスのオンラインビザシステム

www.eda.admin.ch
スイス在外公館

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイスへの入国に関する情報

査証(ビザ)は必要?*

(図16)



* 上記の情報は、確実性を保証するものではありません。一般的にビザ不要である場合、例えば就労許可が不要だということではありません。詳細はスイス在外公館にお問い合わせください。

6.1.2 査証(ビザ)申請手続き

ビザを必要とする方は、居住地を管轄するスイス在外公館にビザを申請しなければなりません。申請書と共に、旅券および渡航理由を説明するその他の必要書類の提出も求められます。在外公館のホームページでは、必要書類やその他の申請書類に関する詳細な情報を提供しています。ドイツ語、フランス語、イタリア語または英語以外で書かれたすべての文書、書簡または証明書は、翻訳と共に提出しなければなりません。

在外公館は、経費負担証明書の提出を求める場合もあります。これに関する詳細情報は、連邦移民局のホームページで確認することができます。

- シェンゲン圏への入国に関する説明書／ビザ申請手続き：https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/einreise/merkblatt_einreise/mb-grueezi-d.pdf
- 招待状および経費負担証明に関する説明書：https://www.sem.admin.ch/dam/data/sem/einreise/merkblatt_einreise/mb-verpflicht-erklaerung-d.pdf

ビザが下りなかった場合、連邦移民局に対して決定から30日以内に書面(ドイツ語、フランス語、イタリア語)で、根拠とともに異議申し立てをすることができます。連邦移民局は、異議申し立て手続に対して、費用の立て替えを行います。費用立て替えの申請に対する支払いは、異議申し立ての手続き開始を要件としています。

[www.sem.admin.ch > Entry & Residence](https://www.sem.admin.ch/entry-residence)
ビザ申請書

6.2 一時滞在と永住

滞在許可証と永住許可証は、州の移民局で発行されます。許可内容に応じて、就労が認められることがあります。スイスに滞在する外国人は、滞在ステータスを明示した滞在許可証を受け取ります(図17)。

[www.sem.admin.ch > About US > Contact > Cantonal Authorities](https://www.sem.admin.ch/about-us/contact/cantonal-authorities)
州移民労働市場局

[www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland](https://www.ch.ch/foreign-nationals-in-switzerland)
スイスに滞在する外国人のための情報

[www.sem.admin.ch > Entry & Residence](https://www.sem.admin.ch/entry-residence)
滞在に関する概要

許可の種類

(図17)

B許可証 滞在許可証	一時滞在用(雇用契約の有無に関わらず、特定の目的でスイスに長期滞在する外国人用)。
C許可証 永住許可証	永住者用(5年または10年間スイスに居住した後で永住許可を得た外国人。滞在権に制限はありません)。
Ci許可証 就労許可付滞滞在許可	在外公館または政府間組織の職員の就労している配偶者および子どもに対し、州当局から発行される。
G許可証 越境通勤者許可証	越境通勤者用(スイスと隣国の国境周辺に居住し、隣接したスイス国内で就労する外国人用)。
L許可証 短期滞在許可証	短期間の就労目的、およびその他の一時的滞在。
F許可証 暫定受入外国人	暫定受入外国人用。連邦移民局の指示に基づき州当局から発行される。
N許可証 庇護申請者	庇護申請者用。連邦移民局の決定に基づき州当局から発行される。
S許可証 保護を要する人	保護の必要な人用。連邦移民局の決定に基づき州当局から発行される。

6.2.1 家族の呼び寄せ

スイス国民、滞在許可証または短期滞在許可証を有するEUおよびEFTA加盟国の国民は、家族を呼び寄せることができます。家族の国籍は関係ありません。家族とみなされるのは以下の場合です。

- 配偶者および21歳未満、または扶養対象の子ども。
- 扶養対象の両親および配偶者の両親。

学生の場合は、配偶者と扶養対象の子どもの呼び寄せに限られます。

永住許可証(C許可証)を持つ第三国の国民は、子どもおよび夫または妻を呼び寄せる権利があります。滞在許可証(B許可証)の場合は、この呼び寄せに関する法的権利はありません。ただし、第三国の国民が適切な住居、十分な収入および安定した滞在(滞在中に法的訴えを受けたことがない)を証明できる場合、州の移民当局は家族呼び寄せを許可することができます。スイス国民の夫、妻および子ども、永住許可証または滞在許可証の保有者は、スイス全土で自営業を営んだり、被雇用者として就労することができます。

www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland
第三国からの家族呼び寄せ

www.ejpd.admin.ch > Topis > Immigration
言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

**滞在許可証と永住許可証は
各州の移民局で発行されます。**

6.3 就労を伴わない滞在

6.3.1 3か月以内の滞在

スイスは、2008年12月12日にシェンゲン協定に加盟し、それ以来シェンゲン圏に属しています。シェンゲン協定の条項は、90日以内の滞在中に滞在して許可を必要としない入国と滞在について取り決めるものです。

原則として、90日以内の雇用を伴わないスイスでの滞在(訪問や旅行など)には許可が不要です。ただし、一部の国の国民にはビザの取得が義務付けられています。外国人は、最初の入国日から180日に至るまでの間の90日を超えない範囲で、スイスに滞在することができます。180日という期間は、常に入国手続きをした日から起算され、手続日に先行する180日を包括します。ビザを必要とする人は、それぞれのビザに定められている許可された滞在期間を守らなければなりません。

外国人がスイスに入国する際には、スイスが認定した有効な旅券が必要です。ビザを必要とする人のために、スイスはシェンゲンビザを発行しています。これは、通常シェンゲン圏全域について有効で、90日までの滞在が認められています。

6.3.2 長期滞在

非就労者(退職者、学生、求職者など)が90日を超えて滞在中には、許可証が必要です。許可は、各州の移民局から発行されます。滞在中には、短期滞在(1年未満)、一時滞在(有期)および永住(無期限)の区別があります。

EU/EFTA加盟国以外の国民は、スイス入国前に、滞在許可証の申請書(ビザ申請書と共に)管轄のスイス在外公館に提出しなければなりません。滞在目的(就学、退職、医療目的など)に応じ、異なる書類が必要となります。許可の条件が満たされていれば、1年未満の滞在中には短期滞在許可証が、また申請者が1年を超えて滞在中の場合には1年間有効の滞在許可証(B許可証)が発行されます。入国後は、滞在先の市町村で住民登録を行わなければなりません。

就労していないEU/EFTA加盟国の国民は、人の自由な移動に関する協定に基づき、スイスに滞在する権利が付与されます。滞在許可証の申請はスイス入国後に市町村で行う必要がありますが、次の条件が満たされれば許可証は付与されます。

- 非就労者は、受入国の援助に頼ることがないよう、またその国の負担にならないよう、十分な資金を保有していなければなりません。
- あらゆるリスク(事故も含む)を補償する健康保険に加入していなければなりません。

EU/EFTAの滞在許可証はスイス全域で5年間有効で、上記の条件が継続的に満たされているれば管轄当局で自動的に延長できます。非就労者は、扶養に十分な資金を有していれば、家族を呼び寄せることができます。

6.3.3 特例：学生

6.3.2で示した手続きは学生にも適用されます。学生には、次の規定が追加で適用されます。

EU/EFTA加盟国、米国、カナダ、オーストラリアまたはニュージーランドの国民である学生が90日を超えて滞在する場合には、一般的に、十分な資金を有していること、社会福祉の支給対象とならないことを(管轄のスイス在外公館または市町村への住民登録の際に)証明することが必要です。さらに、スイスで認可された教育機関に学籍登録しており、一般教育、職業教育、または専門教育課程の履修が許可されていることを証明する必要があります。これらの要件が満たされれば、学生は在学期間に対する滞在許可証、または修学に1年以上かかる場合には、1年間の滞在許可証を受領することになります。許可証は、許可要件が引き続き満たされているれば通常の教育課程修了時まで延長されます。

EU/EFTA加盟国、米国、カナダ、オーストラリアまたはニュージーランド以外の国民である学生は、管轄のスイス在外公館に提出するビザ申請書と共に、以下の文書を提出する必要があります。

- 教育機関からの入学決定通知書
- 授業料支払い済み証明
- 教育機関在学期間中の滞在費に対して、十分な資金があることの証明
- 修了証書・学校関係の証明書
- 学業修了後にスイスを離れることへの同意書
- 語学能力を証明する追加書類。語学能力は、在外公館での短時間のインタビューによって判定します。

スイス在外公館は、必要書類および語学能力の評価書を含む入国申請書を管轄の州移民局に送付し、承認を待ちます。

6.4 就労を伴う滞在

スイス滞在中に就労する人、または滞在期間が90日を超える人は、州の移民局から許可を受ける必要があります。滞在には、短期滞在(1年未満)、一時滞在(有期)および永住(無期限)の区別があります。

就労許可は、スイスの雇用者が州の移民局ないし労働局(州によって異なります)に申請しなければなりません。

二国間協定(人の自由な移動に関する二国間協定および改正EFTA条約)の発効より、EU/EFTA圏の国民に対してはそれ以外の国の国民とは異なる条件が適用されています。EU27か国とEFTA加盟国の国籍を有する人は、スイス人就業者と同等の扱いを受けます。クロアチアに対しては移行措置が取られています。第三国に対しては、許可制限や就労審査が行われ、スイス人とEU/EFTA国民が優先されます。庇護申請者は、難民に関する法令の定めに従い、スイスに滞在することができます。

外国人の滞在大および永住に関しては、各州が決定権を持っています。連邦は決定に際して助言を受け、スイス全体に資する観点に従って申請を処理します。州の移民局は外国人管理を行います。外国人は、スイスに入国後8日以内に、居住する地域の住民登録局での手続きが必要です。

スイスへの事業移転を計画されている方は、一括して各種申請を行うことができるよう、様々な要望をまとめて事前に相談されることをお勧めします。各州の経済開発局では、手続きの進め方や必要な期間に関するご相談を承っています。

6.4.1 外国で取得した資格の認定

一部の専門職、特に医療、教育、技術分野、法律関連職に関しては、規定があります。これらの専門的職業に従事するには、資格、修了証、技能証明の所持が前提です。外国で取得した資格は、管轄当局から認定を受けなければなりません。職種に応じて管轄する当局は異なりますが、通常はその分野の養成を管轄する機関が外国で取得した資格の認定に責任を担っています。

人の自由な移動に関する協定に基づき、スイスはEUと緊密に連携し、欧州資格認定制度に参加しています。第三国の国民も、外国で取得した資格をスイスで認定させることができます。

www.sbfi.admin.ch > Education > Recognition of Foreign Qualifications
規則にのった職種、専門資格の認定

www.crus.ch > Services > Recognition/Swiss ENIC > Regulated Professions
規則にのった職種、専門資格の認定

労働許可および滞在許可：規則と手続き

(図18)

EU/EFTA加盟国の国民を対象とする規則		EU/EFTA加盟国以外の国民を対象とする規則
EU27か国・EFTA加盟国	クロアチア	
短期滞在許可 (L許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 3か月から1年までのスイスでの雇用関係が証明できる場合の許可証(1暦年で3か月未満の雇用：登録手続き)。 - 家族の呼び寄せは可能。 	短期滞在許可 (L許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 最長1年の雇用関係が証明できる場合の許可証。雇用が確保できている場合、1年後に更新可能。ただし、割当制の対象となる。 - 割当状況は毎年更新される。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 	短期滞在許可 (L許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 高度人材(会社設立、新入社員の研修、国際的企業の専門家)対象：12か月、24か月に延長可能。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 割当状況は毎年更新される。 - 訓練生(インターン)：12 – 18か月有効、家族呼び寄せは想定されていない。
滞在許可証 (B許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 1年以上または無期限の雇用証明書を提出後、5年間有効。 - スイスを主たる居住地とし、年間を通して特定目的のために滞在する。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 自営業の権利が付与される。 	滞在許可証 (B許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 割当状況は毎年更新される。 - 雇用関係による就労に変更する場合には、承認を受けなければならない。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 - その他の点はEU27か国の場合と同様。 	滞在許可証 (B許可証) <ul style="list-style-type: none"> - スイスを主たる居住地とし、年間を通して就労目的でスイスに滞在する。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 家族の呼び寄せは可能。 - 許可の年次更新は形式的。 - 割当状況は毎年更新される。
永住許可証 (C許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 原則として永住協定または相当する権利を考慮した上で、スイスに5年間滞在した後に付与される。 - 許可証の保持者は、労働市場でスイス国民と同等に扱われる。 	永住許可証 (C許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - EU27か国の場合と同様。 	永住許可証 (C許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 原則として10年(米国民：5年)の連続したスイス滞在後に申請できる。 - C許可証保有者は、労働市場において制約を受けない。自営業の権利が付与される。
越境通勤者許可証 (G許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - 移動制限なし。 - EU/EFTA域内にある居住地に毎週戻ることが義務付けられている。 - 自営業可。 - 有効期間は雇用契約によるが、最長5年。それ以降の延長は可能。 	越境通勤者許可証 (G許可証 – EU/EFTA) <ul style="list-style-type: none"> - スイスの全国境地帯内での自由な移動が可能。 - スイス国民の優先、賃金および雇用条件の監視。 - 自営業越境通勤者に対しては6か月の調整期間。 	越境通勤者許可証 (G許可証) <ul style="list-style-type: none"> - 12か月有効。許可証を発行した州の国境地帯に対する許可であり、毎年更新が必要。 - 申請者はスイスの隣接国のいずれかの国境地帯で長期滞在許可を得ており、すでに最低6か月居住していること。 - 毎週当該の居住地に戻ることを。

出典：連邦移民局(SEM)、2020年

6.4.2 EU/EFTA国民の滞在と就労

人の自由な移動に関する協定により、EU/EFTA加盟国の国民は、労働市場においてスイス国民と同じ扱いを受けます。求職者は、許可なしで90日間スイスに滞在することができます。27のEU加盟国の国民は、完全な移動の自由を享受しています。ただし、クロアチアは移行の第1期にあるため、クロアチア人の滞在には現時点で制限があります(スイス国民の優先、賃金・労働条件、受入れの割当制)。これは、今後延長される可能性があります。現在、EU27か国の国民は完全な移動の自由を享受しており、労働許可は不要ですが、滞在許可はかつてと同じように取得しなければなりません。これは雇用証明書の提出を受け、各州の移民局が発行するものです。労働契約期間が3か月を越えない場合、許可は不要です。義務付けられているのは、転入届に限られます。EU27か国ないしEFTA圏に本社を置くサービス提供者(自営業者や出向による就労者)は、スイスでの活動期間が1暦年当たり90日未満の場合、許可申請の必要がありません。登録は必要ですが、インターネットを利用して行うことができます。この事項に関する例外は、クロアチアに本拠を置く企業に対して発生します。当該企業が建設とその関連業務、造園や農地開拓、清掃、監視・保安に携わる場合、引き続き許可を受ける必要があります。

移動の自由は、賃金・社会福祉のダンピング防止、専門的職業資格の相互認定、社会保険などの調整といった対応策によって、一層の充実が図られます。これにより、EU/EFTA加盟国からの人材確保が容易になり、これらの国々の教育機関の活用や就学も簡単になります。その結果、労働市場の効率性が高まり、高度人材をより確保しやすくなります。

人の自由な移動に関する詳しい情報については、4.2をご覧ください。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイスとEU/EFTA間の人の自由な移動

www.europa.admin.ch > Services and publications
パンフレット「スイスにおけるEU国民」

6.4.3 非EU/EFTA国民の滞在と就労

EU/EFTA加盟国以外の国民は、労働許可と滞在許可を取得する必要があります。長期滞在許可証の保持者は、特別な許可を得ることなくスイス国内で職業を変えたり、別の会社に転職したり、自営業への転身を自由に行うことができます。重要性の高いケースでは、短期滞在許可のみを得ている人も、別の州の雇用主のもとで就労することができます。

高度な技能を持つ専門家、起業家、経営者、著名な学者や芸術家、国際的に活動するグループ企業の社員、国際間の取引でのキーパーソンは優先されます。これにより、経済的、学術的、そして文化的交流を促進し、国際企業の意思決定者および専門家の移動が支えられています。特に、専門性の高い研究者には、課程修了後もスイスで研究を続ける機会が与えられます。一時的にスイスで働いている外国人が家族を呼び寄せることを許可され、長期滞在許可証保持者の配偶者や子どもがスイスでの就労や自営業の権利を与えられるのは、スイス経済の利益のためなのです。

最も重要な規定：

- B滞在許可証：通常は1年間有効。許可を受けた転職および州の変更可、源泉税、割当枠あり(一部の例外：スイス国民の配偶者はスイス国民と同じ権利を持つ)
- C滞在許可証：労働市場においてスイス国民と同じ権利を有する。源泉税は課されない。
- 越境通勤許可証：許可を受けた転職可、ただし州の変更は不可、源泉税あり。
- 短期在住許可証L：転職および州の変更不可。源泉税あり。
- 研修生許可証：最長18か月。若手専門職の継続研修用。
- 庇護申請者：庇護申請書の提出後、1か月の労働許可証。許可を得れば転職が可能。ただし、州の変更は不可。源泉税あり。給与の10%が担保として留保される。
- 管理職の移籍：重要な管理職は「サービス貿易に関する一般協定(GATS)」に基づき、3年間スイスに滞在することができる。許可の1年延長が可能。

雇用者には、外国人労働者への監視と適切な配慮をする義務があります。合わせて、外国人労働者が必要な許可を得て就労している状態を確保する責任があります。入国許可を得るためには、雇用者はスイスないしEU/EFTA圏で適当な候補者を見つけられないこと、そして適当な人材を合理的な期間内で養成しえなかったことを証明しなければなりません。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence > Labour/Work Permits
非EU/EFTA圏の国民の就労

6.4.4 研修生/インターン

スイスは、様々な国々と研修生やインターンに関する交流協定を結んできました。これらの協定により、短期間での滞在許可証や労働許可証の取得が可能になっています。特別な協定のない国からの研修生は、従来の手順で滞在・労働許可を申請する必要があります。

研修生やインターンとして滞在許可を得るためには、職業訓練の修了または学位取得を証明できることが必要です。年齢制限があり、上限は35歳です(例外：オーストラリア、ニュージーランド、ポーランド、ロシア、ハンガリーは30歳まで)。研修やインターンシップは教育・研修を受けた専門分野で行われなければならない、18か月を超えて従事することはできません。カナダの場合、就学の一環として就労滞在を許可されますが、日本の場合は大卒者のみが対象となります。特別な受け入れ上限が存在し、スイス国内の人材を優先的に扱う国内法上の決定がある場合、研修生は除外されます。家族の呼び寄せは想定されていません。

スイス-EU間の移動の自由に関する協定に基づき、EU27か国とEFTA加盟国の国民は、現在では、オペアとしての短期滞在許可以外は不要です。オペアとしての滞在許可は最長18か月まで延長可能です。

www.swissemigration.chでは、外国人インターンおよび採用企業のためのガイドをご用意しています。ここでは問い合わせ先、標準雇用契約、申請用紙などの情報を得ることができます。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence > Labor/Work Permits > Young Professionals (Trainees)

外国人インターンおよびスイス企業のためのガイド

6.5 帰化

帰化のプロセスは3段階で構成されています。帰化申請は、居住する市町村または州で行うことができます。連邦政府に課される要件に加えて、各自治体独自の要件があります(下記を参照)。

帰化認定を受けるには、次の要件を満たす必要があります。

- スイスに12年間居住していること(10歳から20歳までの間の居住年数は2倍に換算されます)
- スイス生活への適応
- スイスのライフスタイル、文化、伝統への親和性
- スイス法令の遵守
- スイス国内外の安全性に対する脅威がないこと

スイス国民の外国人配偶者(5年間のスイスでの滞在と3年間の婚姻の継続を満たす場合)、両親のいずれかが、スイス人であるスイスの市民権を持たない子どもは、簡略化された手続きが可能です。

www.sem.admin.ch > Entry & Residence
スイス市民権、帰化

www.ch.ch > Foreign nationals in Switzerland
帰化：情報